

平成30年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年5月16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 阿野 秀文 | 篠田 巧 |
| 松田 康浩 | 松原 正晴 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 | | |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- 大石 洋典
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 30 年第 5 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、19 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。「はい」の声) ありがとうございます。4 番、伊藤新司委員。16 番、伊藤太一委員。よろしく願いいたします。田植えもそろそろ佳境に近付くのではないかと思います。みなさん気持ちがいっていると思いますので、余計な事を言わずに議事の方へ入りたいと思います。それでは議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。1、2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。申請地から遠方に住み耕作管理が困難である譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人の所有地、借受地について適正に耕作管理がされています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の取得ではございません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得はございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。申請地から遠方に住み耕作管理が困難である譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。譲受人は今般、美祢市に移住し農業経営を行う予定です。まず第 1 号の全部効率利用要件について譲受人は新規の農地取得ですが、実家の農機具を共同使用する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号、第 3 号には該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、新規です。第 5 号の下限面積要件は当市の 1000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは 2 号はありませんので、1 号のみ現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

1 6 番	1 6 番。伊藤です。5月9日に農業委員会事務局へ行きまして、そこから農業委員会の会長、職務代理者、それから私、それから農業委員会の事務局とで現地調査に参りました。それぞれの申請地には各推進委員さんが受け持ちの担当のところで立会をされています。最初の●●さんの件につきましては、また後の方で第4条の転用で出てまいります、ここは全部効率利用要件を確認のために、この申請地より自分の持ち分についての調査を行いました。場所はこれから●●の方にまいります手前に●●●●●の入り口がございます。それから100mくらいすると橋がありまして、それを右手に曲がりましてほぼ100mくらいの位置に耕作されている現地がありまして、一応先程事務局さんも申しましたように全部効率利用要件は適正に処理をされているということで、この件については問題はなかろうかというふうに思います。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元推進委員の方より何か補足説明がありましたらお願いいたします。
2 2 番(推進委員)	山縣と言います。今、伊藤委員さんが言われたように別段意見はありません。
議長	ありがとうございます。2番の件につきまして、地元委員の方より何か情報等ございましたらお願いしたいと思うんですが、場所は●●●●●。分かる範囲でよろしゅうございます。分からなければ
1 6 番	全然わかりません。
議長	分かる方いらっしゃいませんか。 はい。局長どうぞ。
事務局	この対象となっている農地ですが、毎年遊休農地で上がっている農地です。場所は●●●●●から●●に向かって約1km。●●●●●集会所という所が岡の上にあって、そこを下った所に田が3筆ございます。この●●さんという方は近くに娘さん夫婦が住まれておられまして、そちらの方の農機具を借りて耕作をされる予定でございます。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。
1 6 番	では今確認ですが、●●●●●公会堂がありますよね。それから100m以内で、こちらの下側におかしい田がありますよね。ちょっ

	と表現が悪かったら削除して下さい。その田でしょうか。
事務局	はい。その田です。
16番	はい。分かりました。
議長	はい。どうぞ。
12番	娘さん夫婦の名字は。
事務局	●●さんです。
12番	●●さんですか。了解しました。
議長	ちょっと待ってください。場所を確認します。●●の方に向かって行きまして、まず元の国鉄のバスの●●●●●の方へ行く道がありますよね。郵便局の所を通りますよね。
事務局	郵便局の前を通りまして、真っすぐ●●●●●へ行く道です。
議長	坂を上って下り始めた辺のそこの左側の下におかしな田があるんだけど。
12番	●●さんだから右側。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	登って、右にちょっと行って左に曲がりますよね。そこからまた右に入って行く道がありますよね。●●の方に続いている道がありますよね。あの道の入ってすぐのところ。ありましたかいね。わかりました。ありがとうございました。それでは他に何かご意

事務局	<p>見はございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から北西に2.4kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は市内に居住する農業を営む者です。農機具、農具を保管するため自身の耕作地から近い申請地に農業用倉庫を設置されるものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。この件については平成10年5月頃に農地法の許可を得ることなく農業用倉庫を設置され、今日まで利用されております。この事に対するお詫びと今後農地法を順守する旨の始末書が提出されております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>先程の第3条でも言いました、●●さんはここを出まして●●●●●の前を左に曲がりまして●●の方に向かいます。そして●●●●●の交差点から1.5kmほど●●の方に入ります。そして●●の所に●●●●●という街道の分岐点がございます。そこを●●●側に300mくらい下がってまいりますと当該現地がございます。そのの現地を見ましたけど、今、書いてある通り無断転用がされておったということございまして、図面上にも倉庫なり通路なりいろいろ書いてありますが、物事によって他の農用地関係等々に迷惑をかけることはないというふうに思っております。所定の手続きを終わればそれでいいのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いします。</p>
22番(推進委員)	<p>山縣ですけど、今伊藤委員さんが言われたように所定の手続きをされればいいです。</p>

議長	<p>はい。ありがとうございました。ちょっと私の方から補足しておきます。無断転用が平成10年でございますので、概ね20年は経過しております。経過しておりますけれど、実はこれ先月1回出た案件なんですけど、先程の事務局の説明の通り654㎡の内の425㎡ということで全部が全部、無断転用というわけではありません。ただきちんとした畑地と言いますか果樹が植栽されている部分かなりの部分ございますので、いくらなんでも原状証明で全て落とすわけにもいきませんので、きちんとして面積を出して下さいという願いをして4条申請というふうな形になった経緯がございます。その辺につきましては私の方から補足しておきます。委員のみなさん何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。1から4までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号に入る前に申し訳ございませんが修正があります。議案書6ページ番号4番、転用目的欄の全体面積が抜けていました。全体面積は1101.26㎡です。修正をお願いします。訂正しお詫び申し上げます。</p> <p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請人は市内に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から南西へ800mの位置に都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し自己用住宅1棟を建設するものです。申請地を取得し自己用住宅1棟を建設するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請人は市内に居住する僧侶です。申請地は、●●●●●から北西へ60mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。自身が代表責任者を務める寺の参拝者用の駐車場を確保するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請人は市内に事務所を置く学校法人です。申請地は、●●●●●から北東へ1.1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。自身が代表責任者を務める幼稚園の保護者、職員、来客用の駐車場が不足しているためそれを確保するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>4件目。申請人は市内に居住する飲食店を営む者です。申請地は、●●●●●から南東へ2.1kmの位置にある農用地区域外にある第2種農地です。自身が経営している飲食店の駐車場が不足しているためそれを確保するためのものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>番号1番ですが、申請者の●●●●●さんの居住を建てるということですが、場所は●●●●●方面に向かいますが、先程申し上げたように右手に●●●●●の入り口がございまして、手前50mくらいの左手に位置している所でございます。ここに住宅が建って周辺の農地の状況等については問題なからうかと考えます。以上でございます。</p>
18番	<p>18番。桑原です。2番、3番、4番を説明します。2番につきましては先程事務局から説明がありましたが、●●●●●のすぐ近くです。ここを駐車場にするという事ですけど、周りに全く農地が無いので何の影響もございませんので転用されてもよろしかろうかと考えます。それと3番目。●●●●●の南側、国道を左という事ですので、周りに田んぼ等も全くなくて、それが駐車場になって他に迷惑をかけることはないという判断をいたしましたのでよろしいかと思えます。それから4番目の●●●●●というところですが、これは県道の●●●●●ですけど、梨の選果場がある北側約100mのこちらから●●●●●の方へ向いて行けば右側ですが、ここの道路のすぐそばの田んぼでございますが、これも駐車場になっても周りに田んぼとかなく全く影響がないと見てまいりました。駐車場にされても別によろしいと思えますので、みなさんのご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いします。</p>
22番(推進委員)	<p>1番について、今伊藤委員が言われたように別段ありません。</p>
議長	<p>はい。2番。</p>
1番(推進委員)	<p>伊佐地区の阿川と言います。桑原委員さんの説明の通り問題はないと考えます。以上です。</p>

議長	はい。3番
23番(推進委員)	伊佐町の山田です。桑原委員の言われた通り別に異常はありませんので審議をお願いします。
議長	はい。4番。
19番(推進委員)	只今、桑原委員の言われた通り私の方から異存ございません。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し諮問会議に附します。それでは続きまして議事順位第4議案第4号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で265筆ございました。全体面積が406,186㎡。貸し手が59名、受け手が7名でございます。内訳は4ページ以降でございます。また、17ページの公告番号56番。今、機構の方に貸し付けるようになっておりますが、機構を通した後に農事組合法人 ●●へ集積される予定でございます。また、農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件全てに法律的に要することが認められる。また、常時従事することが認められる事をご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）</p> <p>それでは採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。それでは議事順位第5 報告第1号 畑地造成事前報告についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>申請地は●●●●●で、●●●●●から北に4kmの位置にある田です。畑地としての利用率を上げるため残土により盛土を行うものです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>それでは畑地造成について調査報告を行います。現地はここから●●の方へまいりまして、●●●●●ですか。それを過ぎまして、今度は●●●●のJRの踏切が左手にございますが、その手前に昔喫茶店が道路の横にありまして、それを●●からいうと右手の方の奥に少しばかり行くと現地がございます。これは道路のすぐ側という事で、造成にあたってはその辺等の調整もあると思えますし、他にそこは一軒家ですし、何もございませんのでこの状況については何の問題もないというふうに考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いします。</p>
11番	<p>地元委員さんは大石さんなんですが、大石さん今日は来れないという事で、集落で葬儀が入ったという事で、畑地造成に対する意見書というのを出しているという事で、それで話をしておいていただきたいということです。転用目的は、畑地としての耕作利用効率を上げるため。畑地造成することがやむを得ないと認める理由は、降雨による排水等の水防対策。申請目的実現の確実性は、申請者の意欲は大で、かつ確実である。5番目に畑地造成することによる付近の農地に及ぼす影響は、隣接する水田等はなく特に影響はない。6番目、総合意見は許可相当。7番目、畑地造成が相当と認められる場合付記する条件として、将来果樹園の栽培を行う場合は、樹木が大きくなり隣接する公衆道路に影響を及ぼす場合は申請人が対処すること。という意見書をいただいておりますので、本人の意見も含めてよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>ありがとうございます。ちょっと私の方から補足説明をしておきます。実際にここで畑として耕作される予定の方は、●●●さんのこれは農政法人をされる業者さんの名前でございまして、●●●●●さん。上の方は既に畑地造成をされて、もう畑として作っておられます。周りには猪のオブジェとかいろんな物が作って置いてありますけれど、非常に熱心にやっておられます。それと●●●さんが持って来られる残土の予定なんですけど、先々月出ました●●●●●の●●●●●の耐震補強工事に伴う一時転用が3筆出たと思いますが、その一時転用終了後の土砂。それと、耐震工事に出てくる残土。これを持ち込むという事で、4,000㎡である高さで、まだ足りないくらいの量の残土が出る予定です。前回1回これ畑地造成が出ておりますけれど、その時は残土が足りなくて最後まで出来なかったんですけど、今度はどうも出来る可能性が大のようでございます。以上です。それと、側に通っているのは県道。何線になるのかな。●●●●●。あれ県道でございます。以上でございます。補足しておきます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）何も無いようでございますので、以上で報告第1号は終わらせていただきます。議事順位第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを1から2を事務局より朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。 1件目は、体調不良により困難なため現在の賃貸人、借入人の合意により解約通知が提出されたものです。 2件目は、高齢化による経営縮小のため現在の賃貸人、借入人の合意により解約通知が提出されたものです。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。次の耕作者について何か聞いていらっしゃいますか。 安部さんは特にわかりませんか。</p>
5番	<p>●●さんがされるんじゃないですか。</p>
議長	<p>●●が。</p>
5番	<p>はい。●●が。 (発言多数で聞き取り不能)</p>

議長	では、●●さんよろしくお願ひします。はい。では2番。真名。真名担当。
6番	聞いておりませんが。先程高齢化と先程説明されましたけど、●●はまだ若いんですけど。どうして高齢化なんだろう。●●まだ40代。 (発言多数で聞き取り不能)
事務局	私もちょっとそう思いましたが、申請書に高齢化のためと書いてありまして。次は●●●さんが耕作される予定になっております。
議長	事務局の方。次があるんだったら、あるというふうに報告していただかないと委員さんが困りますのでよろしくお願ひします。
6番	なかったら●●●さんに再度やれと説得しないといけなかった。
議長	ありがとうございます。1番、2番ともに次はどうもあるようでございますので、委員のみなさんより何か質ご意見ありましたら。よろしゅうございますか。特に発言もないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。議事順位第7 報告第3号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	報告第3号に入る前に申し訳ありませんが、修正があります。1番の現況の欄があるんですけど、969-1番地、972-1番地の現況の説明が逆になっておりますので修正の方をお願いいたします。訂正しお詫び申し上げます。 朗読。 申請が2筆。969番1につきましては平成3年頃に耕作放棄後、農業用資材置場として利用している状況でございます。972番1につきましては平成3年頃に耕作放棄後、林道として活用している状況でございます。以上報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
18番	18番、桑原です。この事につきましては、●●●●号を北に向いて行きまして、●●の直線コースに入ってすぐの所を左に入っ

	<p>て、●●●●ですかね。あの裏側のところにあたります。●●さんは誠に熱心な人で、古い農機具がいっぱいありまして、大変我々の参考になるといいますか。あれくらいすれば農業も何とかなるんだなと感じました。古い機械をいっぱい集めて、修理をして扱ってられるような方です。18ページに写真がございますが、トラックが置いてあるところの写真の方が林道になります。それから、上の写真のかくていきとトラックのコンテナが置いてある方が農業資材が置いてある所です。全く他の所には迷惑になりませんし、申請通り認めてあげられてもよろしいかと思しますのでご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いします。</p>
2番(推進委員)	<p>調査日当日現地確認しました結果、今委員さんが報告説明の通りです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんよりご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) 特に発言も無いようでございますので、報告第3号は終わらせていただきます。ちょっと次に行く前に若干すみませんけど、お時間をいただこうと思います。実はこの日に全く別なんですけど、●●●●●さんという方から3条の申請が出まして、かなり怒鳴られましたけど結局、出された行政書士事務所の方に全てをお任せして今回は認められないという事で帰ってきました。実はその中で、農舎というか牛舎になっている部分について、もう5年くらい前に私1度行ったことがあるんですけど、現況証明が出ましてその時現況証明を認めました。ただ認めましたけれど、現況証明を認めてもらったものそのまま放置、全く地目の変更等やっておられない。それで言われたのが、私は知らない。父の時代に無断転用したんだから私に責任は無いというふうに言われました。かなりお怒りでして、私はいろんな事を知っておりましたけれど、言えばあれ以上火に油を注ぐようなもので大変な事になりますので、言いませんでしたけれど、実はお父さん無断転用されましたって、したのは父だからと言われましてもお父さん自体も元々は農業委員会です。農地法を守るべき番人を●●●時代にやっておられた方なんで、言われること事態筋が違いますので、来月また出るかもわかりませんが、きっちり対処していこうと思っております。県の方にもかなりの口調で苦情を言われたと言って、県の方から事務局の方にいろんな事を言ってきているようですけれど、その方も私が責任を持って対応します。滅多にこういう報告をしないんですけど、あまりにもみなさんのところに色んな面で降り注いでいきそうな問題でございますので、報告しておきます。そういうことでございます。それでは次にまいります。議事順位第8 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、そのことについて事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p>

	<p>今回1件。農事組合法人●●から提出がございました。提出されました報告書の事業状況また構成員の状況、執行役員の状況等を審査致しましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）別に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>それではその他の方に入っていきたいと思います。農業相談日あったんですね。無かったんですか。農業相談日は無しですね。それでは委員のみなさんから何か特別に総会場で発言をしたいという方がございましたらお願いします。</p>
<p>14番</p>	<p>ちょっと聞いてみたいんですけど、いいですか。</p> <p>14番。縄田ですけど、利用権設定書を書いてもらう時に耕作、作物名というのがありますよね。あそこへ水稲とか大豆とかそういうのを書かないといけないんですかね。</p>
<p>議長</p>	<p>とりあえず、畑作の場合には畑作でもいいと思います。水稲の場合は水稲と書いてください。</p>
<p>14番</p>	<p>だけど今の利用時集積なんかによると、悪い田が集まって水条件が悪いとか、水が多すぎて困るとかありますよね。大規模やる人はその土地土地によった最適作物を履行したいなという意思があると思うんですよ。</p>
<p>議長</p>	<p>それは、水稲を書いてあるからってそこに大豆を植えたらいけないということは無いです。水田であれば水稲が一番妥当だと思いますし、畑地であれば畑作物、例えば永年作物で植えられるのであれば栗とか限定できると思いますけれど、畑作物であれば畑作物で資格起用は無いと思います。白菜を植えたり、トマトを植えたり、きゅうりを植えたり色々ありますので栗とか柿とかいうような永年作物以外の場合は畑作物で畑の場合は構わないと思いますし、地目が畑であっても実際には水田で使われていれば水稲と書かれていただければ問題ございません。水稲と書いておられるところに蓮根を植えたって言っても誰も問題はないんですから、とりあえず基本的な作物名を書いてもらえればそれでいいです。何だ問題はありません。</p>
<p>14番</p>	<p>事務局に聞いても問題ないと言われたけど、なんかちょっと気持ち悪いなと思って。書かない方がいいかなと思って。</p>
<p>議長</p>	<p>書いてもらわないと困ります。よろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。無ければ事務局より今後の日程等について</p>

事務局	<p>報告をお願いいたします。</p> <p>それでは事務局より今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会は、6月18日の月曜日、午後2時から美祢市勤労青少年ホームで行います。農業相談は6月12日火曜日。美祢地区は萬代委員、美東地区は倉増委員、秋芳地区は伊藤太一委員でございます。また現地調査でございますが6月8日水曜日予定しておりますが、今お配りしている資料には馬屋原委員の名前がありますが、7月予定でありました縄田委員さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。では馬屋原委員から縄田委員に変更したいと思います。もう一方は安富委員さんでございます。</p>
5番	<p>6月8日は金曜日じゃないですか。</p>
事務局	<p>すみません。金曜日でございます。金曜日に訂正をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>私から2点ほどお願いいたします。先月、農地、農業の法律相談ハンドブック。今、石田委員さんが持っていらっしゃる。推進委員さんでは阿川さんが持っていらっしゃると思いますが、これ購入していただきありがとうございました。代金の方は手当の方から差し引かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それから、この総会終了後農業振興部会さんの方で集まっていたきまして、活動計画の方を作成いたしますので、約10分間休憩をした後約3時10分くらいから農業振興部会さん残っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは互礼を行いたいと思っております。</p> <p>午後3時00分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年5月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

